

※ 登録番号	第 168 号 (令和 4年 10月 26日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">総合不動産投資顧問業</span>	
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな)	(じーあいきやびたる・まねじめんとかぶしきがいしゃ)	
3.商号又は名称	G I キャピタル・マネジメント株式会社	
(ふりがな)	り ちゃんほ	
4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	李 彰浩	
5.資本金額	10085万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
り ちゃんほ 李 彰浩	代表取締役社長	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">常勤</span> 非常勤
さしわ ひであき 指輪 英明	代表取締役副社長	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">常勤</span> 非常勤
すがはら さかえ 菅原 栄	取締役	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">常勤</span> 非常勤
さかぐち ひとし 阪口 仁	取締役	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">常勤</span> 非常勤
あらい かずたか 新井 一孝	取締役	常勤 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">非常勤</span>
あいざわ ひろし 相澤 博	監査役	常勤 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">非常勤</span>

## (記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
  - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
  - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に( )書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(さかぐち ひとし) 阪口 仁 (営業所の業務を統括する者)	取締役	営業
(みとべ しげき) 水戸部 繁樹 (判断業務統括者)	ディレクター	投資判断、管理業務
(ほさか ちかし) 保坂 近 (コンプライアンス業務統括)	ディレクター	内部管理、 コンプライアンス
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

## 8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本店	令和3年12月20日	〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目7番地 相互半蔵門ビルディング3階 電話：03-6256-9500 FAX：03-6256-9510
計1店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

## 9. 業務の方法

### 1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域

- (1) 種類：オフィスビル、店舗、商業施設等を想定するが、特に限定はしない。
- (2) 規模：特に限定はしない。
- (3) 地域：国内全般

### 2. 助言の方法

助言の方法は、投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客に対し、契約内容に基づき顧客からの要請に応じて隨時、電話、文書、面談及び電子媒体等の方法により助言や運用報告を行う。これらの契約期間については顧客との個別協議により決定するものとし、その変更や自動更新がなされる場合がある。なお、これらの契約は、個々の顧客との個別の協議を通じ、その契約条件は顧客のニーズにより異なることが見込まれる。また、単発的な取引に関する助言も行う。

### 3. 報酬体系

報酬体系は、原則として個別契約ごとに、資産規模、契約期間について見積りを行い、当該契約資産価額の 0.50%から 2.00%を報酬の目安として、顧客と協議の上、決定するものとする。なお、報酬体系について記載しているのは基本形であり、資産額等各種条件に応じて、顧客との個別協議によって、変更される場合もある。

### 4. 報酬の支払時期

報酬の支払時期は、3ヶ月締め（3月末、6月末、9月末、12月末）とする。  
なお、報酬の支払時期について記載しているのは基本形であり、資産額等各種条件に応じて、顧客との個別協議によって、変更される場合もある。

### 5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

#### (1) 匿名組合を用いる場合

投資家から投資資金を受託する手段として、合同会社等が営業者を務める匿名組合を用いる。この場合、営業者の投資対象は現物不動産ではなく不動産信託受益権とし、営業者である合同会社等と、投資家である匿名組合との間で匿名組合契約を締結する。また、合同会社等は当社との間で、投資一任契約又は投資助言契約を締結し、運用業務を行う。

#### (2) 信託を用いる場合

当社は、顧客に対して、投資助言契約に基づき、現物の不動産ではなく、不動産信託受益権を取得することの助言を行う。また、投資一任契約に基づき、かかる方法により投資を行うとともに、顧客から委託を受けて信託の指図権を行使する。

#### (3) 特定目的会社等を用いる場合

特定目的会社との間で、資産流動化計画に定める管理・処分に関する業務を受託する。また、投資家に対しては、当該特定目的会社へ投資の助言を行う。また、投資一任契約に基づき、投資を行うことがある。

### 6. GIPS基準への準拠表明

不動産の運用実績の開示について、GIPS基準に準拠しない。

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 3 報酬体系
  - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
  - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
  - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあっては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

## 10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商) 第27号	平成19年9月30日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (1)第106634号	令和3年7月30日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

## 1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業
2. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
3. 金融商品取引法に規定する投資運用業
4. 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
5. 有価証券に関する顧客の代理
6. 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社の金融商品取引法第2条第1項第10号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理
7. 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人の金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
8. 有価証券に関する情報の提供又は助言
9. 他の金融商品取引業者等の業務の代理
10. 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと
11. 他の事業者の経営に関する相談に応じること
12. 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業
13. 前各号に掲げる業務に附帯又は関連する業務

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

## 12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又 は出資の金額	割合	住 所
(じーあいきやびたる・ほーるで いんぐすかぶしきがいしや) G I キャピタル・ホール ディングス株式会社	25,655株	100%	東京都千代田区麹町一 丁目7番地 相互半蔵門ビルディン グ3階

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（　）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

## 13.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(あいざわ ひろし) 相澤 博	JTMI 税理士法人日本税務総研 税理士事務所

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。